

アセット・シーリングについて

1. はじめに

アセット・シーリング（最低積立要件（minimum funding requirement）がある場合に、上限による資産の減額のみならず、追加負債が計上されることとなる場合を含む。）については、「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」において個別の論点とはしていなかったが、これらを論点として検討すべきとして、以下のようなコメントが寄せられている。

- 我が国基準と IFRS との（重要な）相違点の 1 つであり、国際的会計基準へのコンバージェンスの過程において検討を行う必要がある。
（あずさ監査法人、あらた監査法人、監査法人トーマツ、日本公認会計士協会）
- 資産の概念フレームワークとの整合性から考慮すべき。（日本公認会計士協会）

2. 関連規定の概要

アセット・シーリングは、IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）及び IFRIC 解釈指針第 14 号「IAS 第 19 号 - 給付建資産の制限、最低積立要件及びそれらの相互関係」（以下「IFRIC 第 14 号」という。）に定めがある。IAS 第 19 号におけるアセット・シーリングの基礎となる「経済的便益」について、明確な定義がなく解釈の余地があったためこれを明確にするために、IFRIC 第 14 号が 2007 年 7 月に公表された。この際、最低積立要件が存在する場合、アセット・シーリングとの相互関係から、負債の追加計上についても扱われている。

	IAS 第 19 号	IFRIC 第 14 号の公表
アセット・シーリング	定めあり（第 58 項）	左記について明瞭化
最低積立要件による追加負債の計上	-	新設

3. アセット・シーリング（IAS 第 19 号第 58 項、IFRIC 第 14 号）

(1) IAS 第 19 号の規定内容

退職給付に係る負債は、退職給付債務から年金資産を控除した額に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を加減した合計額とされている（IAS 第 19 号第 54 項）。当該金額は負の金額（資産）となることもあり得るが、そのような会計上の積立超過

である場合の資産計上の制限（アセット・シーリング）について定められている（IAS 第 19 号第 58 項）。

58. 第 54 項により算定された金額が負の金額（資産）となることもあり得る。企業は、その結果として生じる資産を、次のいずれか低い方の金額で測定しなければならない。

(a) 第 54 項により算定した金額；及び

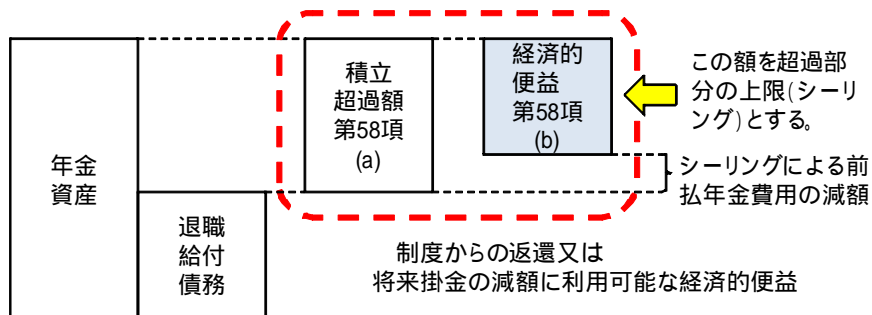
(b) 次の金額の合計額：

(i) 未認識の正味保険数理差損の累積額及び過去勤務費用（第 92 項、第 93 項及び第 96 項を参照）

(ii) 制度からの返還又は将来の制度への掛金を減額する形で利用可能な経済的便益があればその現在価値。当該経済的便益の現在価値は、第 78 項で規定する割引率¹を使用して決定しなければならない。

なお、議論を簡略化するため、本資料においては、上記(b)の(i)については度外視することとする²。

前払年金費用が認識される場合、当該前払年金費用（第 58 項(a)）と、経済的便益（第 58 項(b)）のいずれか低い額を B/S に計上する。



IAS 第 19 号は、（財政計算上ではなく会計上の）積立超過である場合に資産を計上する理由の 1 つとして、将来の掛金額の減少又は現金の返還という形式により将来の経済的便益を入手できることを挙げており（IAS 第 19 号第 59 項(c)）、企業は当該資産から企業に流入すると予想される将来の便益の現在価値を超える金額を資産に計上してはならないという見解をとった（IAS 第 19 号結論の根拠 BC 第 76 項）ために、こうした定めがおかれたものと理解される。

なお、制限の影響額は純利益で認識される（IAS 第 19 号第 61 項(g)）。

¹ DBO の割引率を指す。

² 未認識項目の取扱いについては、IASB の ED が公表後に当専門委員会で検討する方針である。

(2) IFRIC 第 14 号による「経済的便益」についての指針の提示

上記の IAS 第 19 号第 58 項(b)(ii)の、制度からの返還、将来の制度への掛金を減額する形で利用可能な経済的便益については、明確な定義がなく解釈の余地があったが、IFRIC 第 14 号によってこれらがどのような場合に利用可能であるのか、また、これらの算定方法が明確化されている。

制度からの返還による経済的便益

➤ 無条件の権利

資産返還による経済的便益は、返還を受ける無条件の権利を有している場合のみ利用可能である（IFRIC 第 14 号第 11 項）。返還に関する権利が、企業の支配外の不確実な将来事象の発生又は不発生に左右される場合には、無条件の権利を有しておらず、資産は認識されない（IFRIC 第 14 号第 12 項）。

➤ 返還時期

報告期間の末日現在で実現可能な金額でなく、以下のような時期において返還が見込まれる額である。（IFRIC 第 14 号第 11 項）

(a) 制度の存続中

(b) すべての加入者が制度を脱退するまでの制度負債の段階的な清算

(c) 制度の解散のような制度負債の完全な清算

➤ 測定

報告期間の末日現在の積立超過額のうち企業が返還として受け取る権利を有する金額から、関連する費用を控除した金額として測定しなければならない（IFRIC 第 14 号第 13 項）。なお、返還金額が積立超過額の全額または一定割合として算定される場合、貨幣の時間価値計算を行う必要はない（IFRIC 第 14 号第 15 項）。

将来の制度への掛金の減額による経済的便益

次のうち低い方として算定しなければならない（第 16 項）。

(a) 制度の積立超過

(b) 制度の予想存続期間と企業の予想存続期間の短い方の各年度について、企業が負担する将来の勤務費用の現在価値

(b)を用いるということは、前払年金費用の上限を、実際に掛金を減額することになる額ではなく、将来発生する勤務費用の現在価値に制限しているといえる。

なお、勤務費用の算定にあたり、給付建債務を算定するのに用いた仮定及び報告期間の末日現在で存在する状況と整合的な仮定を用いて算定しなければならない

い。したがって、将来においても一定の労働力を仮定しなければならないが、対象者の減少が明確な場合は、当該減少を仮定に含めなければならない。また、将来の勤務費用の現在価値は、給付建債務の計算に用いたのと同じ割引率を用いて算定しなければならない（IFRIC 第 14 号第 17 項）。

4．最低積立要件がある場合（IFRIC 第 14 号）

最低積立要件が存在する制度では、上記のアセット・シーリングの処理をそのまま適用できず、計算がより複雑となる。

(1) 最低積立要件とは

最低積立要件は、従業員給付制度の加入者に対して行われる退職給付支払の約束の安全性を改善するために、多くの国で存在しており、こうした要件は、通常、一定の期間にわたって制度に支払わなければならない最低限の掛金の水準を規定している（IFRIC 第 14 号第 2 項）。

最低積立要件は、次のように分解される（IFRIC 第 14 号第 18 項）。

- | |
|---|
| (a) 過去の勤務に対する最低積立基準における既存の不足額を補填するための掛金 |
| (b) 将来の勤務を補填するための掛金 |

(2) 最低積立要件の影響

過去の勤務に関する最低積立要件

今後支払うべき過去勤務に係る掛金が、制度への払込後において返還又は将来の掛金の減額として利用可能となるかどうかを判定し（IFRIC 第 14 号第 23 項）、利用可能とならない範囲で、義務が発生した時に負債を認識しなければならない。その負債は、掛金が支払われた時に IAS 第 19 号第 58 項の適用による利得又は損失が生じないと見込まれるように、給付建資産の減額又は給付建負債の増額としなければならない（IFRIC 第 14 号第 24 項）³。

ただし、最低積立要件に関する負債及び当該負債のその後の再測定は、IAS 第 19 号第 58 項の適用方針に従って、直ちに認識しなければならない（IFRIC 第 14 号第 26 項）。

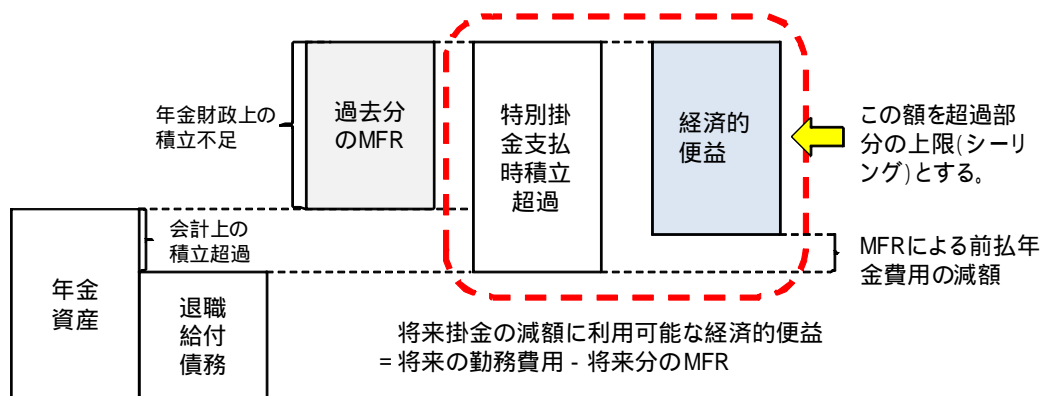
³ 参考1（IFRIC 第14号設例2）参照

将来の勤務に関する最低積立要件

将来の掛金の減額に利用可能な経済的便益は、「各年度の見積将来勤務費用」から、「同年度において給付の将来発生額に関して要求される見積最低積立掛金」を控除した額の現在価値として算定しなければならない（IFRIC 第 14 号第 20 項）⁴。

この影響を図示すれば次のようになる。p.2 の図と比べると、**会計上の積立超過額に「過去の勤務」に関する最低積立要件（MFR）を抛出したと仮定した場合のもの（両者の合計）**と、**経済的便益**を比較することになる点で異なる。また、**経済的便益**からは「将来の勤務」に関する最低積立要件（MFR）が控除されている点も異なる。

「過去分」のMFRを加味した超過部分をシーリングとする。

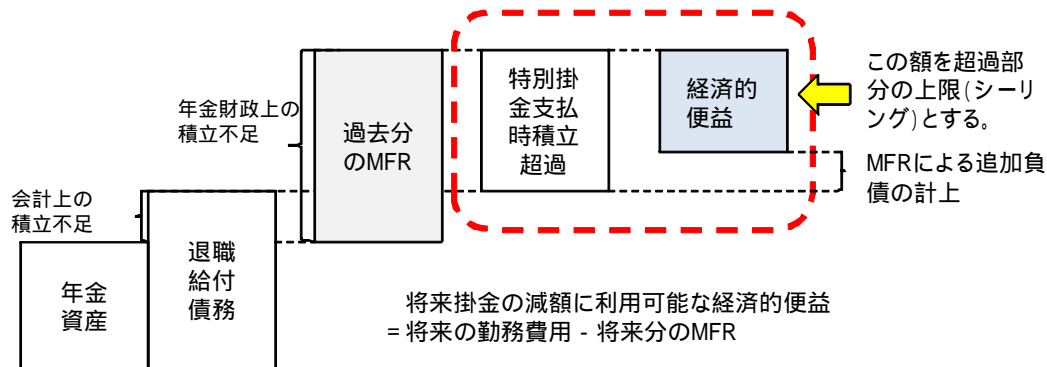


また、上記の表では会計上の積立超過（前払年金費用）がある場合で示したが、会計上の積立不足（退職給付引当金）である場合には、会計上の積立不足額に「過去の勤務」に関する最低積立要件（MFR）を抛出したと仮定した場合のもの（両者の合計）と、経済的便益が比較され、前払費用の減額ではなく、負債の追加計上が行われることとなる⁵。

⁴ 参考2（IFRIC 第14号設例3）参照

⁵ このように、未抛出の過去勤務に係る MFR を加味してシーリングの判定を行う理由としては、過去勤務に係る MFR は期末での追加負債（制度への未払）を生じさせるものである、という考え方に基づく。MFR が支払われてもそれは制度資産になるため、一般的には制度資産と追加負債（退職給付債務ではない。）が相殺しあい影響はない。しかし、過去分の MFR も考慮すれば超過額が生じている場合、IAS 第19号第58項のアセット・シーリングの規定によって、結果的に「不利なもの」となって損失が計上される、という構成をとっている（IFRIC 第14号結論の根拠 BC31項）。

「過去分」のMFRを加味した超過部分をシーリングとする。



(3) ソルベンシー・マージンとの関係

欧州の一部の国においては、給付義務を超えて一定の年金資産の積立を求める最低積立基準があり、運用リスク等に対する準備金（ソルベンシー・マージン）などにより年金資産の健全な財政の維持を図っている⁶。こうした制度では、実際に給付に要するコストを超過して政策的に拠出を求められる。IFRIC 第 14 号における最低積立要件の規定は、典型的にはそのような規制を想定したものと考えられ、IFRIC 第 14 号の Q&A の Q6 でも、IFRIC 第 14 号の影響を最も受ける国として、ベルギー、オランダ、スイスが例示されている。

こうした制度では、将来の勤務費用の現在価値（実際に給付に要するコスト）を超える拠出については、3（2）で示した「将来掛金の減額に係る経済的便益」がないこととなるため、シーリングの対象になることが考えられる。

以上

⁶ 年金資産の強化策としては、死亡給付や早期優遇退職給付に関する特別準備金（ベルギー等）、ソルベンシー・マージン（オランダ等）、経費の引当金（オランダ等）等がある。

（参考 1：IFRIC 第 14 号設例 2）

設例 2 - IAS 第 19 号ベースの積立不足があり、支払うべき最低積立掛金が完全には利用可能とならない場合の最低積立要件の影響

IE3. ある企業は、制度 B についての積立水準が最低積立要件ベース（IAS 第 19 号で要求されるものとは異なる基礎で測定される）の 77%である。最低積立要件によれば、企業はその積立水準を直ちに 100 パーセントまで増加させることが要求されている。その結果、企業は制度 B に追加的な掛金 300 を支払う法的義務を報告期間の末日現在で有している。制度の規約は、IAS 第 19 号ベースの積立超過のうち最大 60 パーセントを企業に返還することを認めており、掛金を一定水準（たまたま IAS 第 19 号による勤務費用と同額である）以下に減額することを認めていない。期末における制度 B の評価額は以下に示すとおりである。

資産の市場価値	1,000
IAS 第 19 号による給付建債務の現在価値	<u>(1,100)</u>
積立不足	<u>(100)</u>
給付建負債（最低積立要件を考慮前） ^(a)	<u>(100)</u>

(a) 単純化のため、未認識の金額はないものと仮定している。

規定の適用

- IE4. 300 の支払により、IAS 第 19 号ベースの積立不足 100 が積立超過 200 に変わる。この 200 のうち、60 パーセント（120）が返還可能である。
- IE5. したがって、300 の拠出のうち、100 は IAS 第 19 号ベースの積立不足を解消し、120（200 の 60 パーセント）は経済的便益として利用可能となる。支払った掛金のうち残りの 80（200 の 40 パーセント）は企業にとって利用可能ではない。
- IE6. IFRIC 第 14 号の第 18 項は、支払うべき追加的な掛金が利用可能でない範囲で負債を認識することを企業に要求している。
- IE7. したがって、企業は給付建負債を 80 だけ増加させる。IFRIC 第 14 号の第 26 項で要求されているとおり、第 58 項の上限による影響の認識について企業が採用している方針に従って 80 が直ちに認識され、企業は財政状態計算書に正味の負債 180 を認識する。掛金 300 を支払う法的義務に関して、他の負債は認識されない。

要 約

資産の市場価値	1,000
IAS 第 19 号による給付建債務の現在価値	<u>(1,100)</u>
積立不足	<u>(100)</u>
給付建負債（最低積立要件を考慮前） ^(a)	(100)
最低積立要件に関する調整	<u>(80)</u>
財政状態計算書に認識される正味負債	<u>(180)</u>

(a) 単純化のため、未認識の金額はないものと仮定している。

IE8. 掛金 300 が支払われた場合、財政状態計算書に認識される純資産は 120 となる。

（参考 2：IFRIC 第 14 号設例 3）

設例 3 支払うべき掛金が完全には利用可能とならない場合の最低積立要件の影響及び将来の掛金の減額として利用可能な経済的便益に対する影響

IE9. ある企業は、制度 C についての積立水準が最低積立要件ベース（IAS 第 19 号で要求されるものとは異なる基礎で測定される）の 95% である。最低積立要件によれば、企業はその積立水準を今後 3 年間で 100 パーセントまで増加させることが要求されている。その拠出は、最低積立要求ベースの積立不足（不足額）を補填し、最低積立要件ベースによる各年の給付の発生額をカバーすることが要求されている。

IE10. 制度 C には報告期間の末日現在で IAS 第 19 号ベースの積立超過 50 もあるが、これはいかなる状況においても企業に返還されない。未認識の金額は存在しない。

IE11. 不足額に関する最低積立要件の名目金額と IAS 第 19 号ベースの今後 3 年間の将来の勤務費用は、以下に示すとおりである。

年	最低積立要求の合計	不足額を補填するために要求される最低掛金	将来の発生額をカバーするために要求される最低掛金
1	135	120	15
2	125	112	13
3	115	104	11

規定の適用

IE12. すでに受けた勤務に関する企業の現在の義務には、不足額を補填するために要求される掛金が含まれるが、将来の発生額をカバーするために要求される最低掛金は含まれない。

IE13. 企業の債務の現在価値は、割引率を年 6 パーセントと仮定すると、以下のように約 300 と計算される：

$$[120/(1.06) + 112/(1.06)^2 + 104/(1.06)^3]$$

IE14. これらの掛金が制度に支払われた場合、IAS 第 19 号ベースの積立超過（すなわち、資産の公正価値から給付建債務の現在価値を控除した金額）は、他の事項が同じであれば、50 から 350（300 + 50）に増加する。

IE15. しかし、資産は将来の掛金の減額としては利用可能であるが、積立超過は返還可能ではない。

IE16. IFRIC 第 14 号の第 20 項に従って、将来の掛金の減額として利用可能な経済的便益は、制度の予想存続期間にわたる下記の(a)から(b)を控除したものの現在価値である。

- (a) 企業にとっての各年の勤務費用
- (b) 当該年における給付の将来の発生額に関する最低積立要件

IE17. 将来給付の減少として利用可能な金額は以下の通りである。

年	IAS 第 19 号による 勤務費用	将来の発生額をカバーする ために必要な最低掛金	掛金の減額として 利用可能な金額
1	13	15	(2)
2	13	13	0
3	13	11	2
4 +	13	9	4

IE18. したがって、6 パーセントの割引率を仮定すると、将来の掛金の減額として利用可能な経済的便益は以下に等しい：

$$(2)/(1.06) + 0/(1.06)^2 + 2/(1.06)^3 + 4/(1.06)^4 + \dots + 4/(1.06)^{50} + \dots = 56$$

したがって、将来の掛金の減額により利用可能な資産は 56 に限られる。

IE19. IFRIC 第 14 号の第 24 項は、支払うべき追加的な掛金が完全には利用できない範囲

で負債を認識することを企業に要求している。したがって、企業は給付建資産を 294 (50 + 300 - 56) だけ減少させる。

IE20. IFRIC 第 14 号の第 26 項で要求されているように、この 294 は第 58 項の上限による影響の認識について企業が採用している方針に従って直ちに認識され、企業は財政状態計算書に正味負債 244 を認識する。最低積立ベースの不足額を積み立てるために拠出を行う義務に関して、他の負債は認識されない。

要 約

積立超過	<u>(50)</u>
給付建資産（最低積立要件を考慮前）	50
最低積立要件に関する調整	<u>(294)</u>
財政状態計算書に認識される正味負債 ^(a)	<u>(244)</u>

(a) 単純化のため、未認識の金額はないものと仮定している。

IE21. 掛金 300 が制度に支払われた場合、財政状態計算書に認識される純資産は 56 (300 - 244) となる。

以 上